

社会福祉法人制度の見直しに関する意見

平成27年1月23日
全国知事会

社会福祉法人は、我が国の福祉の重要な担い手として、これまで社会貢献を行ってきたところである。しかしながら昨今は、福祉ニーズが多様化・複雑化し、社会福祉法人に求められる姿も変化してきており、更なる福祉サービスの充実とともに、地域住民からの信頼を得続けることが求められている。

社会福祉施設・事業を経営する社会福祉法人の認可及び指導監査等の権限は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行に伴い、平成25年4月より、いわゆる一般市にも権限移譲された。

こうした中、社会保障審議会福祉部会においては、社会福祉法人に「地域公益活動」を義務付け、行政の関与を強めるとともに、都道府県の権限の拡大について提案がなされている。

社会福祉法人は、本来の使命である社会福祉事業を最大限推進するべきであり、「地域公益活動」を行うことについては、法人の経営自主権を尊重するとともに、公益法人など他の法人制度との整合性や多様な事業形態が存在することにも十分配慮し、慎重かつ丁寧に制度設計を進めていく必要がある。

さらに、他所轄庁が所管する社会福祉法人の財務分析や管内所轄庁の支援を都道府県の役割とすること等については、福祉の現場に無用な混乱を招かないよう、また、地方分権の流れに逆行する仕組みとならないよう配慮すべきである。

以上のことから、全国知事会として、都道府県の役割等について下記のとおり意見を申し入れる。

記

1 「控除対象財産」及び「余裕財産」の明確化について

控除対象財産及び余裕財産について、その定義や区別の具体的な考え方を明らかにするとともに、誰がどのような基準・根拠をもって判断・確認するのか速やかに示すこと。

2 「地域公益活動」の範囲について

余裕財産を活用して行うとされている「地域公益活動」については、法制上、社会福祉法人が行うことができるとされている「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」との関係の中で定義及び範囲について明確化すること。

その上で、「地域公益活動」は、生活困窮者への就労支援サービスや独居高齢者やひとり親家庭への生活支援等、地域における福祉ニーズの高い分野を中心とした活動とするとともに、「地域公益活動」が本来事業の発展を阻害することのないよう位置づけること。

また、人材育成事業とは具体的にどのようなものを想定しているのか明確化するとともに、従業員に対する処遇改善を想定しているのであれば、本来事業の中で行うこと。

さらに、福祉ニーズの把握について、地域の協議会等で定めたニーズをどのように所轄庁が把握するのか明確化すること。

3 「地域公益活動」への再投下について

所轄庁による再投下計画の承認は、法制上の位置づけを明らかにした上で、判断基準を明確化すること。

4 行政による情報集約と公表について

社会福祉法人の運営状況等の情報集約・分析・公表は、全国ベースで行う必要があることから、国において一元的に行うとともに、所轄庁間の情報共有を図ること。

そのため、国の責任のもと統一的なシステムを整備・作成し、情報分析に係る指標等と併せ各所轄庁に提供すること。

なお、分析に地域性等を反映させる観点から、都道府県独自の分析結果の公表を可能とするなど、柔軟な運用が図られるようにすること。

5 都道府県と市の役割と連携の在り方について

都道府県から市へ権限移譲が行われた経緯を踏まえ、都道府県として、管内の市による指導監査を支援するにあたっては、都道府県による支援・関与の範囲や権限を法制上どのように位置づけるのか早期に明確化すること。

6 社会福祉法人組織体制の強化について

法人の経営基盤を強化するため、本部機能の体制整備に向けた国による支援等を検討すること。

外部監査の導入にあたっては、必要な支援等を国において検討すること。その上で、外部監査の対象となる法人の拡大を検討すること。

7 所轄庁及び社会福祉法人への事務負担への配慮について

今回の議論を踏まえた制度設計にあたっては、所轄庁や社会福祉法人に過大な事務負担が生じないように、十分な配慮を行うこと。

また、所轄庁に新たな業務を求めるにあたっては、適切な予算上の支援措置を講じること。